

教育資金一括贈与預金

学問のススメ



教育資金の一括贈与の非課税措置について

平成25年4月1日から教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が終了する日までの間に祖父母等(直系尊属である贈与者)が子や孫等(受贈者)に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、当該子や孫等の名義で新たに開設された口座に預入れされ、教育資金として払戻された場合には、贈与税が非課税となります。

お爺さま・お婆さま等

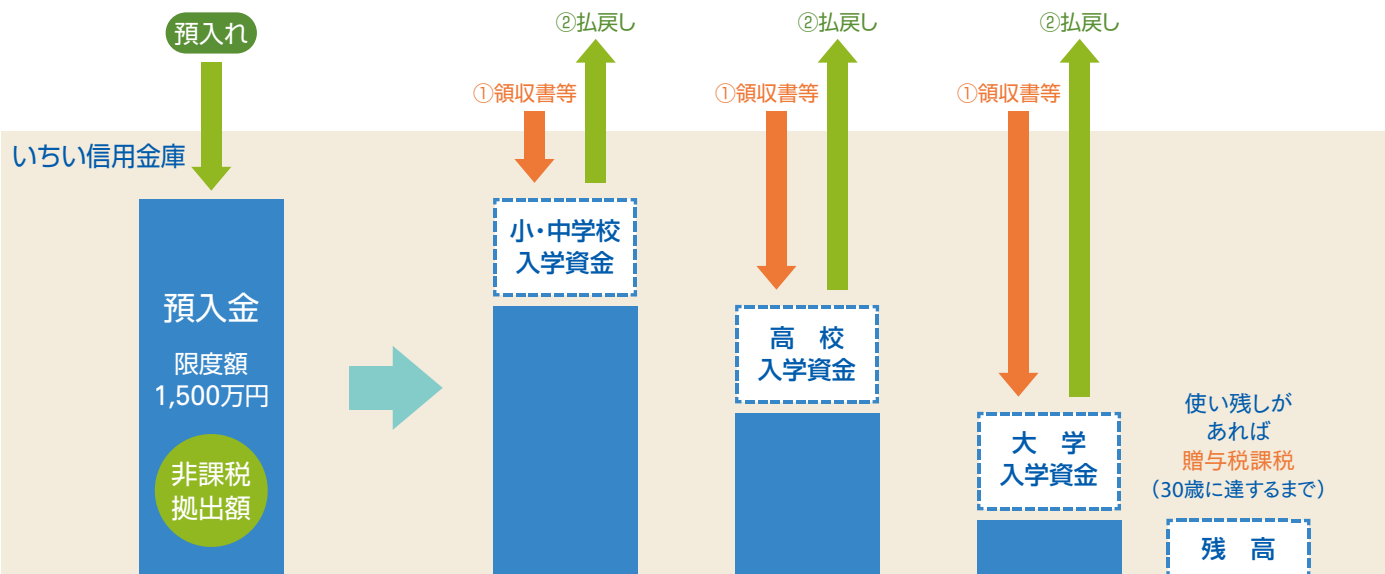


教育資金をまとめて贈与

お孫さま等



教育資金を目的に払戻し



「非課税拠出額」とは、教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます(1,500万円を限度とします。)

本非課税制度のポイントについて

POINT 1

平成25(2013)年4月1日～教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が終了する日までの贈与が対象

POINT 2

非課税となる金額はお孫さま等(受贈者)お一人あたり1,500万円まで

POINT 3

原則として、お孫さま等が30歳になるまでの学費や入学金等が非課税の対象

※塾・予備校等の学校等以外への払戻しは500万円まで非課税

POINT 4

専用口座から払戻す際は、教育資金に充てたことがわかる領収書等のご提出が必要

教育資金の範囲

非課税措置の対象となる教育資金の範囲は以下のとおりとなります。くわしくは店頭にてご照会いただくか、または文部科学省のホームページにも記載されていますのでご参照ください。

①学校等に対して直接支払われる金銭

学校等[※]への支払いは上限1,500万円

※学校等：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)等

②学校等以外[※]の者に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります。

※学校等以外：学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

③対象となる費用 ※領収書等が発行されることが必須となります。

○学校等の場合 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

○学校等以外の場合 学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等

(なお「学校等」、「学校等以外の者」および「教育資金」の範囲については、
文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)をご参照ください。)

教育資金一括贈与預金(学問のススメ)専用口座の概要

対象となる方	30歳未満の個人のお客さま(祖父母さま等の直系尊属の方から教育資金贈与を受けられる方) ただし、本商品にかかる贈与を受けた日の属する年の前年分の所得税にかかる合計所得金額が1,000万円を超える方は対象外となります。
預入れ金額	1円以上1,500万円以下(1円単位)
取扱期間	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が終了する日まで
対象となる預金	貯蓄預金(教育資金非課税措置の適用を受けるための専用口座)
口座開設	お近くの営業店にてお申込みいただけます ※キャッシュカードは発行できません
金融機関への預入	お孫さま等1人につき1金融機関かつ1営業店に限定されます ※2口座以上開設された場合には1口座を除き無効となります
預入れ方法	贈与契約締結後、口座開設店窓口で預入れいただけます
払戻し方法	領収書等(原本)をご持参のうえ、口座開設店の窓口で払戻しいただけます
手数料	無料
利子課税	支払い利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金が課税されます(マル優を利用する場合は除く) ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります
中途解約	中途解約はできません

教育資金一括贈与専用口座開設の際に必要な書類

贈与契約書(原本)

あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます。

贈与契約書の参考例をいちい信用金庫各店舗にご用意しております。

贈与資金は贈与契約日から2か月以内に当金庫に預入れいただく必要がございますのでご注意ください。

お孫さま等およびご来店者さまのご本人確認書類(原本)

運転免許証、保険証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)等

お孫さま等が未成年の場合は、その親権者さまのご本人確認書類およびお孫さまと親権者さまの関係がわかる確認書類(住民票等)も必要となります。

ご印鑑(受贈者)

口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。

お孫さま等が未成年の場合は、その親権者さまのご印鑑も必要となります。

戸籍謄本、住民票謄本等(原本)

直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提出いただきます。

教育資金非課税申告書(原本)

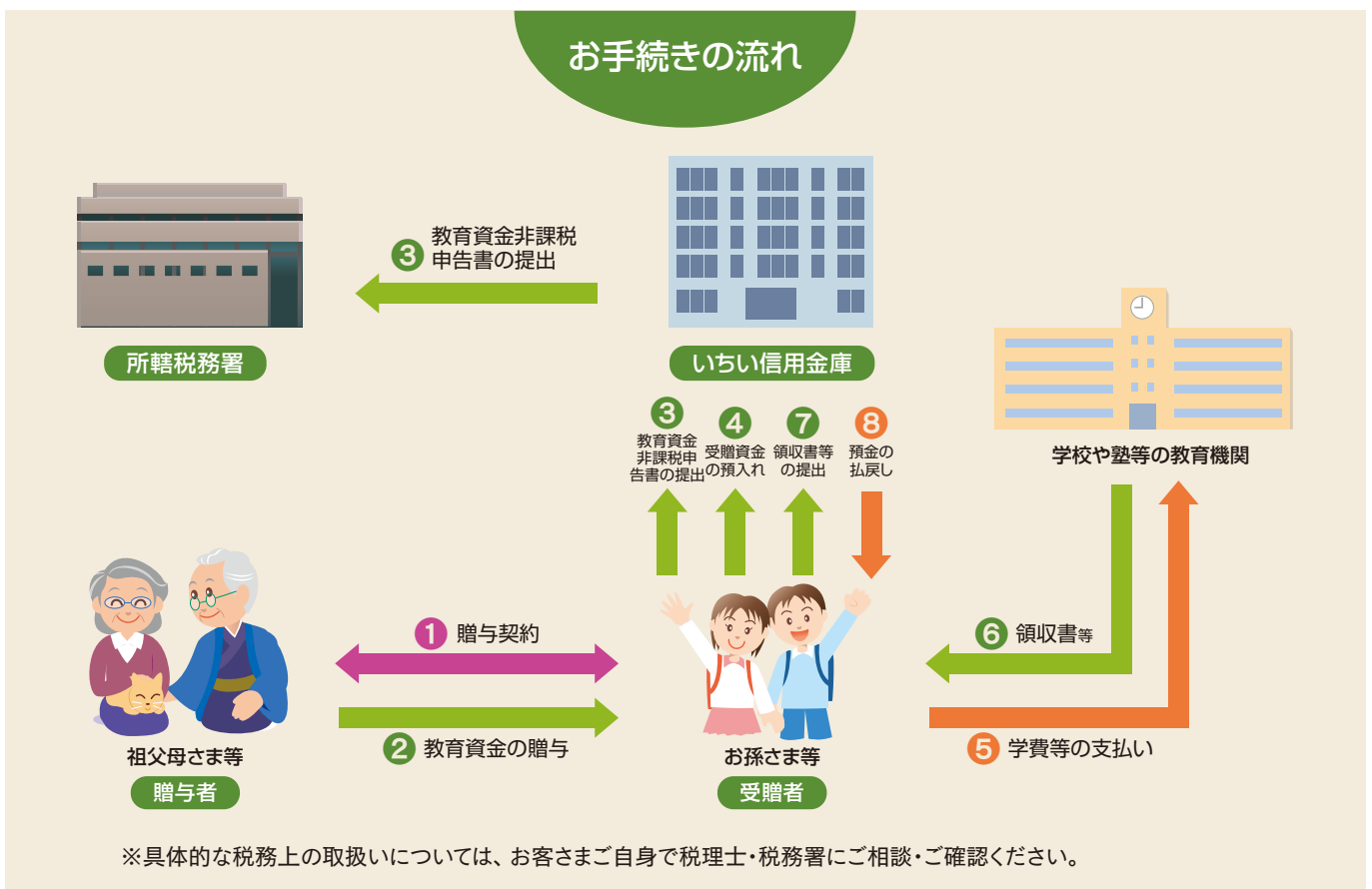
非課税措置の提供を受ける金額(預入れ金額と同額である必要があります)等を記載していただきます。

申告書は当金庫より税務署に提出いたします。

(申告書はいちい信用金庫各店舗にご用意しております。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。(http://www.nta.go.jp))

所得を証明する資料(写し)

贈与を受ける方に所得がある場合は、源泉徴収票、確定申告書等



ご注意いただきたい事項

お申込み時

- ・ 贈与により金銭を取得した後より2カ月以内に贈与された資金を預入れいただく必要があります。
- ・ また、本口座に預入れいただいた資金は、受贈者であるお孫さま等の財産となりますので、祖父母さま等からの払戻しには応じられません。
- ・ 贈与契約を取り消すことはできません。
- ・ キャッシュカードは発行されませんので、ATMのご利用はできません。
- ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取りはできません。

払戻し時・解約時













教育費以外の払戻しはできません。また領収書の発行日より1年経過後の払戻しはできません。

下記のいずれかに該当した場合、教育資金専用口座は終了します。その場合、口座を解約いただく必要があります。

- ・ 原則として、受贈者(お孫さま等)が30歳になった時
- ・ 受贈者(お孫さま等)が亡くなられた時
- ・ 残高が0となり、かつ預金者と当金庫の間で契約終了の合意があった場合

※詳しくは、店頭の説明書をご覧ください。

Q & A 皆さまの疑問にお答えします。

- | | | |
|---|---|--|
|  祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか？ | ➡ |  祖父母からだけでなく、直系尊属(例えば、曾祖父母、祖父母、父母等)からの贈与が対象となります。 |
|  一人の孫が複数人の祖父母から贈与を受けることは可能ですか？ | ➡ |  お孫さま1人に対して、1,500万円までの金額であれば、複数の方から贈与を受けることは可能です。 |
|  一人の祖父母が複数人の孫に対して贈与することは可能ですか？ | ➡ |  お孫さま1人に対して、1,500万円までですので、例えばお孫さまが3人いれば合計4,500万円までこの制度を利用することができます。 |
|  贈与は一括で行う必要がありますか？ | ➡ |  1,500万円の限度額内であれば、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が終了する日まで追加できます。 |
|  平成25年4月1日以前に、祖父母から金銭の贈与を受けている場合、その資金で口座を開設できますか？ | ➡ |  本非課税措置の対象は、平成25年4月1日以後に贈与を受けた金銭になります。 |
|  祖父母(贈与者)が遠隔地に住んでいるので、窓口に行くことができないのですが、受贈者(およびその親権者)のみの来店でも口座開設はできますか？ | ➡ |  可能です。ただし、口座開設に先立ち、事前に祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与の契約をしていただく必要があります。贈与契約書の締結後2カ月以内に贈与資金を本口座に預入れいただく必要があります。 |
|  祖父母が途中で払戻すことはできますか？ | ➡ |  本制度を利用して預入れされた資金はお孫さま等への贈与となるため、祖父母さま等が途中で払戻しいただくことはできません。 |
|  通常の贈与税非課税枠との併用は可能ですか？ | ➡ |  可能です。 |
|  祖父母(贈与者)が亡くなった場合に届け出は必要ですか？ | ➡ |  お取扱店に亡くなられた事実がわかる書類(死亡診断書・除籍謄本等)をご提出ください。 |

※詳しくは、文部科学省、国税庁のホームページをご覧ください。